## 上市町農業委員会総会議事録 第5回

開催日時 令和2年12月4日(金) 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 19名

> 1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 冨樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者

> 事務局長 酒井 紀明 事務局係長 田中 明紀子

議事録署名委員 9番 青木 幸男 10番 林 忠治

議事日程

- 開会 1.
- 2. 会長の挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について

議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

- 5. その他
- 6. 次回委員会等の開催予定について

第6回総会

日時 令和3年1月5日(火)午後2時から

場所 上市町役場 2 階 第一会議室

7. 閉会

午後2時00分 開会

それでは、第5回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。 事務局長

> 只今の出席委員は、12名中12名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告い たします。なお、推進委員は、井原推進委員、金子推進委員、森田推進委員の3名にご出席いただいており ます。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長あいさつ)

事務局長

会長ありがとうございました。 それでは議事に入りたいと思います。

総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、9番 青木委員と10番 林委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職

員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明お願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

> 申請地見取り図は3ページから8ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願い ます。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告お願いします。 委員

(1番について)譲渡人●●●●さんはお父さんでして、譲受人の●●●さんは次男です。現在同じ町内で家を建てて住まいは別々になっております。今回所有権移転の申請があったので調べてみたんですけど、生前贈与が理由なのでちょっとあれなんでかなと思いまして一般的に思うと贈与をすると、税金が大きくなると思いますので確認しに訪問しました。お父さんにしてみれば地元に住んでいる次男坊さんの方へ渡しておきたいという意思があったように感じました。そういうことであれば、そのまま申請していただければいいのかなという判断をしました。書類作成された代理人の方に聞いて確認しましたので、現地確認しておりませんけども報告いたします。ただ●●さんのところに農機具はないですよね。ないですけどトラクター持ってるって類になってるのでこれはどうすればいいのかなと…。

事務局 息子さんの方になかったでしょうか?

委員 これは法人●●●さんにやってもらってる。

委員 それだとちょっとここに書いてあることと合わないですよね。

事務局
そうですね。利用権設定はされていなかったように思うのですが。

委員 代表とも話してきました。ここの田んぼは全部やっていると。

会長 ●●委員さん、行って利用権設定を促していただけますか。

委員 わかりました。

会長 でも、3条調査書はこのまま通してもいいのか?

事務局 息子さんがすでに耕作をしとられると聞いていたのですが、確認します。

会長ではこの件、質疑は一旦後にして、まず進めます。

会長この件に関して推進委員ご意見ありますか。

推進委員 ●●●さんなら問題ないと思います。

会長 ありがとうございました。続いて2番について地区担当委員から報告お願いします。

委員

(2番について) 先程事務局からの説明で地図の訂正がございましたが、真ん中の上の方に工事中とありまして下の方は形が出来上がってしまっております。一部地権者と話ができてないところがあって寸断されてますけど、だいぶ形はできてまして田んぼとしたら現状真ん中に道が通ったので両サイドに分かれております。3人の地権者が同じような長細い田んぼを持っていて3人とも真ん中を分断されて、3人とも両サイドに田んぼが分かれた状態になっておられます。そのうちのお二方が隣同士をひとつにしようやという話をされていて、今回この書類が挙がってきております。私ここに来る前の5月頃に今回の買いたいという人はもともともう一人別の第三者が売りたいということで所有権移転の申請を挙げておられました。しかし受け手の方は五万要件に引っ掛かりまして不成立になっておりました。今回現地をなんとかしたいという当事者の思いで、もともと売りたいと言っていた方が引き取るということで話がまとまってきております。それでこの書類がきているんですが…田んぼを維持するという意味からこの申請を許可して田んぼとして維持していきたいというのが私の感想です。特段受け手の方も3町ほど作っておられる方なので、やる気も満々ですし今後も営農していただけると確信しております。よろしくお願いします。

会長ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 今現在麦が植えてあって右側の細長いところは雑草地になっておったわけですけども、小さいところはどう するのかなと思いますが、特に問題はないと思います。

ありがとうございました。続いて3番について地区担当委員から報告お願いします。

委員

(3番について)場所は●●●の●●公民館の近くになります。現在私が耕作している農地で地主の●●● きんがお亡くなりになられて相続人がいらっしゃらないということで、少し時間がかかって結局相続人が見つからず、今現在弁護士の●●さんが相続財産を管理しておられます。それで私の方にも農地の売買ができないかという話もあったんですけど、今のご時世だから厳しい状態でして、土地も含めてなかなか引受け手がいない状態でしたが、なんとか●●●●さんと売買の話がまとまったようです。●●●にも農地を1町あまり持っておられて●●●で現在牧草を作っておられます。申請地の田んぼの近所もちょうど作っておられて声かけたところぜひ耕作したいということでこういう形になりました。耕作される●●さんに関しては問題ないと思います。以上です。

会長ありがとうございました。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 問題ないと思います。

会長
それでは質疑に入ります。質疑のある方はご発言お願いします。

事務局 すみません、お願いします。1番の●●さんの件なんですが、先程別の農地と勘違いしており、誤ったことを申しました。法人●●●さんとの利用権設定の手続きがきちんとされておりました。また、●●●●●さんが法人●●●さんの構成員になっているので、今の場合実際耕作も伴っているということで3条の要件として問題はないかと思います。

会長 わかりました。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙 手願います。 (举手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明を お願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

委員

申請地見取り図は11ページから12ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告お願いします。

(1番について)まず地図で所在地の確認です。真ん中の方に東西の道が走っていますがこれをもうちょっと西の方左の方へ行くと、●●公民館の前に出ます。道に対して北側に出入り口ができますので下水等は前の道に配管が来てますのでそこへ接続します。道の横に側溝がありますので雨水等はそちらの方へ流すということです。これについては区長である●●●○さんにも了解がとれているということで、確認しました。この一帯ですけどここの田んぼと南側に細長い田んぼありますが、ここが二つ田が並んでおります。今現在の状況はどちらも草が生えているような状態で耕作されてない場所であります。ここに家ができると奥がなおさら放棄地になる懸念もありますが、横に道もあるので出入りには支障はないということで申請にはこのまま承認してもよいなという判断をしました。以上です。

会長ありがとうございました。推進委員何かご意見ありますか。

推進委員 住宅に囲まれた一角と考えればとくには問題ないと思います。

会長 ありがとうございました。続いて2番について地区担当委員から報告お願いします。

委員 (2番について)●●●●は鉄筋部材の組み立て加工を行っている会社です。近年受注が増加し、取り扱う 部材や製品の仮置き場が不足しているためそのストックヤードとして利用可能な敷地を求めておりました。 業務を円滑に行うには近隣の土地でなければならず、今回地主の了解等を得たので申請に至りました。 転用 後の利用計画としては簡易なテントを3張設置し、部材や製品の仮置き場とされるようです。また西側の農地については隣接地と一緒に法人●●●さんに一体地として耕作できるようにするということです。排水処理等につきましては雨水について西側の用悪水路に排出するとのことです。参考までに令和2年9月23日付けで農用地区域からの除外の公告がされておりますので申請で問題はないかと思います。以上です。

会長ありがとうございました。推進委員何かご意見ありますか。

推進委員 言われたとおりですが西側の方に耕作地を持っているものですからそちらの方用水の管理について今後も見ていく必要があると思いました。以上です。

会長 現地確認一緒にしていただいた委員もなにかご意見ありますか。

委員 よろしいです。

会長
それでは質疑に入ります。質疑のある方はご発言お願いします。

では特にないようなので採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

全員賛成と認めます。議案第2号については、「意見なし」といたします。

では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

(議案書をもとに説明)

今回利用権の設定は、全体で36件、面積は162,213.7㎡です。主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各用件を満たしていると考えます。以上です。

会長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。

では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局より説明願います。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言 願います。 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。

次にその他について、事務局より説明お願いします。

事務局 (その他、連絡事項朗読)

以上をもちまして、第5回上市町農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 会長

閉会 午後3時00分

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和2年12月4日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

9番 青木 幸男

10番 林 忠治